

令和7年度小規模校転入制度の希望者を募集します！

☎ 本庁舎学校教育課 (57番窓口) ☎ 0857-30-8412 ☎ 0857-20-3952

本市では、小規模校の特色を生かした教育が他の校区の児童生徒も受けられるように、本制度の対象となる学校(特認校)に入学・転入学を希望する場合、一定の条件のもとで、入学・転入学を認めています。

●入学・転入学の条件

- ・令和7年4月1日現在で市内に在住している児童生徒が対象
- ・原則、児童生徒の通学は保護者の送迎(公共交通機関の利用も可)
- ・年度当初から1年間以上、通年通学することなど

●募集期間

11月1日(金)～令和7年1月10日(金)
 ※学校見学や体験入学ができます。詳しくは、学校教育課にお問い合わせください。
 ※募集の詳しい内容については、本市公式ウェブサイト「令和7年度小規模校転入制度希望者募集」をご覧ください。
 ※遠距離等通学費補助金制度の対象になる場合があります。

逢坂小学校からのメッセージ

本校の特色でもある「くろぼこの土」で野菜作りをして、夏と冬に市場を開いています。全校で劇を披露したり、駅伝大会をしたりと少人数での活動を楽しんでいます。



どろんピック(瑞穂小学校)



縦割り班活動(福部未来学園)

西郷小学校からのメッセージ

地域のご支援をいただき、小規模校だからこそできる豊かな体験と学習活動が盛りだくさんです。一人一人が主役になれる本校と一緒に学びませんか。

制度利用者の声

- ・少人数なので、勉強などをくわしく教えてもらえるところがよい。(児童)
- ・先輩がフレンドリーに接してくれるので、毎日みんなで楽しく部活動をしています。(生徒)
- ・子ども、地域の人、保護者がつながり、温かい雰囲気の中でのびのびと活動できます。(保護者)

※特認校の情報は、本市公式ウェブサイトや本市教育委員会ポータルサイトで紹介しています。



※地図は一部変更、省略してあります。

令和6年10月分(12月支払分)から児童手当制度が改正されます。

1 支給期間が高校生年代まで延長されます

支給対象となる子の年齢が18歳に到達する日以降の最初の3月31日まで(高校生年代まで)が支給期間となります。

2 子の数え方(カウント方法)が変わります

22歳に到達する日以降の最初の3月31日までの上の子で、親などの経済的負担がある場合は子としてカウントします。

3 第3子以降の支給額が3万円になります

第3子以降で、18歳に到達する日以降の最初の3月31日まで(高校生年代まで)の子は、月額3万円となります。

児童の年齢	児童1人あたりの手当額(月額)	
	第1・2子	第3子以降
3歳未満	15,000円 (15,000円)	30,000円 (15,000円)
3歳～小学生年代	10,000円 (10,000円)	30,000円 (15,000円)
中学生年代～高校生年代 (改正前は中学校修了まで)	10,000円 (10,000円)	30,000円 (10,000円)

※()内は改正前の金額

例 20歳(親などの経済的負担あり)、17歳、14歳、7歳、2歳の子がいる場合

	20歳	17歳	14歳	7歳	2歳	合計
改正前	(カウントなし)	第1子	第2子	第3子	第4子	
	(支給なし)	(支給なし)	10,000円	15,000円	15,000円	40,000円
改正後	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	
	(支給なし)	10,000円	30,000円	30,000円	30,000円	100,000円

4 支払回数が年6回になります

年3回の支給から、年6回の支給(支払月の前2カ月分を偶数月に支給)となります。12月支払分以降は支払通知書(ハガキ)は廃止します。

5 所得制限が撤廃されます

親などの所得の額にかかわらず、児童手当が支給されます。父母がともに養育している場合、生計を維持している人(所得が高い方の人)のみが受給できます。

6 必要な申請

申請はお早めに！

高校生年代の児童のみを養育している人や、所得制限で支給対象外だった人などは申請が必要となります。公務員は勤務先での手続きとなります。詳しくは本市公式ウェブサイトをご覧ください。



児童手当制度が拡充されます

☎ 本庁舎児童手当担当窓口 ☎ 0857-30-8491 ☎ 0857-20-3907

